平成２４年（フ）第６１１１号
大阪府高槻市大蔵司１丁目７番３号　３棟208号
債務者　福永　晃二
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１８４号
大阪府高槻市富田町６丁目13番20号
債務者　和田三世子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１９５号
大阪府八尾市大竹６丁目203番地
債務者　小川　定美
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３１７号
大阪市東淀川区大桐５丁目14番37号キヨタビル105号
債務者　達川陽子こと　徐　美代子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４０１号
大阪府豊中市末広町３丁目５番14号
債務者　林　　靖生
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４４１号
大阪市住吉区千躰２丁目７番17―901号
債務者　谷口加代子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５４９号
大阪府高槻市深沢町１丁目１番41号　スプリングコート103号、前住所大阪府高槻市大塚町３丁目５番８号
債務者　西本　幸子（旧姓中室）
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５６０号
大阪府豊中市小曽根２丁目８番15号、前住所大阪府豊中市長興寺南１丁目３番14―302号
債務者　島田　朱美（旧姓谷岡）
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５６４号
大阪市都島区都島北通１丁目23番31号　マルニコーポ都島第３―404号、前住所大阪市北区山崎町４番18―703号
債務者　菅原　敏泰
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５８３号
大阪府茨木市東奈良１丁目２番12―204号
債務者　和田由香理
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６１３号
大阪市淀川区加島３丁目８番４号　シティライフ21加島503号
債務者　堀　　真佐樹
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６６８号
大阪市東淀川区下新庄３丁目５番２―705号
債務者　西口ミチ子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７１１号
大阪市淀川区田川３丁目１番12号
債務者　相見　忠明
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７１５号
大阪府吹田市江坂町２丁目20番20―304号
債務者　黒瀬　康之
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７１６号
大阪市旭区新森２丁目４番７―502号
債務者　枡井　園子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７１７号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番６―707号
債務者　西田　正樹
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７２１号
大阪府茨木市新和町20番11号
債務者　井関邦一郎
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７２２号
大阪府茨木市新和町20番11号
債務者　すみれ洋品店こと　井関　静子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部